

(別表)

表彰者選考基準

(1) 市長表彰授与資格

公衆衛生

個人	保健衛生、健康増進、疾病の予防等の公衆衛生業務における功績が顕著な年齢が50歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの (1) 民間団体等で公衆衛生業務に従事している者であって、原則として15年以上従事しているもの (2) 団体の役員で、その役員歴が10年以上であるもの (3) 地方公共団体の職員として、現に公衆衛生業務に従事している者であって、原則として公衆衛生業務に10年以上従事しているもの
団体	民間の団体等において、現に公衆衛生業務に関する活動を行っており、活動歴が10年以上であるもの

栄養改善

優良地区組織	1 5年以上食生活改善に努力している組織で、地区住民の健康増進に顕著な貢献をしていること 2 組織の活動内容は、普及性があり、かつ将来性があるとともに独創的な考慮がはられ、他の組織の模範であること
健康増進実践活動 功労者	1 健康増進意識の啓蒙の意義をよく認識し、地区において10年以上実践活動し、その功績が著しい者で、年齢は40歳以上であること 2 永年、地区組織内にあつて組織の強化・発展に努め、食生活サポーター等の資質の向上に貢献した者 3 円満な人格と豊かな識見をもつリーダーであること
優良栄養士	栄養改善事業の重要性をよく認識し、栄養士として10年以上業務に携わり、その功績が著しい者で、年齢は40歳以上で次のいずれかに該当すること (1) 集団給食の管理・改善に努め、過去に食中毒等の事故もなく、喫食者に対する栄養改善指導の成果が明らかな者 (2) 永年、栄養士の組織に属し、組織の強化・発展に尽くし、栄養士の資質の向上に貢献した者 (3) 市民の栄養改善指導に携わり、食生活の改善や健康づくりに貢献した者
優良調理師	調理師制度をよく理解し、調理師として10年以上業務に携わる年齢が40歳以上の者で、次のいずれかの功績が著しいもの (1) 永年、調理師の組織に属し、組織の円滑な運営と事業の充実に努め、組織の発展・調理師の資質の向上に貢献した者 (2) 優れた調理技術を有し、常に研鑽に努め、地域における食生活の改善に貢献した者
優良特定 給食施設	1 5年以上特定給食施設として、給食の運営管理が良好であり、喫食者への栄養改善の効果が顕著であること 2 過去2年間、給食施設指導票の評価が良好で、かつ指示事項について、改善の努力が認められること 3 食品衛生監視成績が良く、過去に行政処分を受けていないこと
給食功労者	1 現在、給食施設に勤務する者で、給食の目的をよく理解し、10年以上給食業務に携わり、その功績が著しく、年齢が40歳以上であるもの 2 円満な人格と豊かな識見をもつ者

生活衛生関係

組合指導者	<ol style="list-style-type: none"> 1 各生活衛生同業組合支部の育成指導を通じて生活衛生の向上普及に功績のあった者 2 支部長に3年以上又は組合支部役員若しくは経営相談員に8年以上在職している者 3 満40歳以上である者
優良施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活衛生（食品衛生に含まれる業種を除く。以下同じ。）関係営業施設の保持及び管理に熱意があり、かつ、優良であって他の模範となるべき者 2 同一営業歴が8年以上である者 3 営業施設が過去2年間優秀（監視結果が平均して減点2までに相当すること。）であること 4 施設の改善に特に熱心である者 5 施設管理及び従業員管理に優秀である者
優良従業員	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活衛生関係営業施設の従業員として永年勤務し、技術及び知識を通じて生活衛生の向上に努めた者で、他の模範となるべきもの 2 同一勤務先の従業員歴が15年以上である者 3 年齢が40歳以上である者
優良施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活衛生関係営業施設の保持及び管理が優良であって他の模範となるべき施設 2 経営年数が5年以上である施設 3 新築又は増改築後2年以上経過している施設 4 営業施設が過去2年間優秀（監視結果が平均して減点2までに相当すること。）である施設 5 施設の改善に特に熱心であること 6 施設管理及び従業員管理に優秀であること
欠格事項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 過去において刑罰に処せられたことがある者（ただし、刑の終了後10年を経過した者を除く。）及び表彰時点において公判又は取調中等により刑罰に処せられるおそれのある者及びその者が営業する施設 2 生活衛生営業に関して、営業許可若しくは免許の取消又は営業若しくは就業の停止等の行政処分を受けたことのある者（ただし、営業又は就業の停止処分終了後3年を経過した者を除く。）及びその者が営業する施設 3 被表彰者として、ふさわしくない行為のあった者及びその者が営業する施設 	

食 品 衛 生 関 係

<p>原則として食品衛生協会長から食品衛生功労者は功労者の表彰を、食品衛生優良施設は優良施設の表彰を受けていること</p>	
食品衛生功労者	<p>食品衛生の普及向上に貢献した者又は食品衛生行政に積極的に協力し、業界の指導育成等にご貢献した者又は食品衛生の向上に関する発明発見若しくは研究等に貢献した者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 食品関係の営業者又は従事員で営業に従事した期間が概ね10年以上で、年齢が概ね40歳以上のもの</p> <p>(2) 食品衛生関係団体の役員としての在任期間が概ね10年以上で、年齢が概ね40歳以上のもの</p> <p>(3) 食品衛生指導員として委嘱された期間が概ね10年以上のもの</p> <p>(4) 学識経験者で年齢が概ね40歳以上のもの</p>
食品衛生優良施設	<p>1 営業年数が5年以上であり、対象となる施設が新築又は増改築後2年以上経過していること</p> <p>2 過去2年間における施設の採点成績が85点以上であること</p> <p>3 施設の衛生管理が優秀であり、施設改善に対する熱意が認められること</p> <p>4 従業員の衛生教育が徹底していること</p> <p>5 過去3年間に対象施設を原因とする食中毒、経口感染症等の発生がないこと。</p> <p>6 原則として(社)千葉県食品衛生協会策定の食品衛生推薦施設制度による施設であること</p>
欠格事項	
<p>1 関係法令に違反して、行政処分(営業の禁止、停止等の処分終了後3年を経過した者を除く。)</p> <p>若しくは刑罰に処せられたことのある者(ただし、刑の終了後10年を経過した者を除く。)又は表彰時点において公判若しくは取調中等により刑罰に処せられるおそれのある者</p> <p>2 被表彰者として、ふさわしくない行為のあった者</p>	

(2) 市長感謝状授与資格

栄養改善

調理師	調理師制度をよく理解し、調理師として7年以上業務に携わる年齢が40歳以上の者で、次のいずれかの功績が著しいもの (1) 円満な人格と豊かな識見を持つ者 (2) 10年以上調理師の組織に属し、組織の円滑な運営と事業の充実に努め、組織の発展及び調理師の資質の向上に貢献した者 (3) 優れた調理技術を有し、常に研鑽に努め、地域における食生活の改善に貢献した者 (4) 概ね30年にわたり、調理従事者として努力を重ねてきた者
-----	---

生活衛生関係

組合指導者	支部長に2年以上又は組合支部役員若しくは経営相談員に5年以上在職している者で、年齢が40歳以上のもの
優良施設管理者	1 同一営業歴が5年以上である者 2 営業施設が過去2年間優秀（監視結果が平均して減点2までに相当すること。）であること 3 施設の改善に特に熱心である者 4 施設管理、従事者管理に優秀である者
優良従業員	同一勤務先の従業歴が10年以上であり、年齢が35歳以上である者
欠格事項	
1 過去において刑罰に処せられたことがある者（ただし、刑の終了後10年を経過した者を除く。）及び表彰時点において公判又は取調中等により刑罰に処せられるおそれのある者 2 生活衛生営業に関して、営業の許可若しくは免許の取消又は営業若しくは就業の停止等の行政処分を受けたことのある者（ただし、営業又は就業の停止処分終了後3年を経過した者を除く。） 3 被表彰者として、ふさわしくない行為のあった者	

食品衛生関係

個人	現に食品衛生協会の役員又は以前役員であって 現顧問又は食品衛生指導員で、食品衛生行政に対する協力、業界の指導、育成等にご貢献し、その功績が特に顕著であって市長表彰基準には達しない者
欠格事項	
1 関係法令に違反して、行政処分を受けたことのある者（営業の禁止、停止等の処分終了後3年を経過した者を除く。）若しくは、過去において刑罰に処せられたことのある者（ただし、刑の終了後10年を経過した者を除く。）又は表彰時点において公判若しくは取調中等により刑罰に処せられるおそれのある者 2 被表彰者として、ふさわしくない行為のあった者	